

令和8年10月21日

公 告

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長

令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事に伴う野外交店の設置及び
経営を行う業者の募集について

令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事（記念行事・夏まつり）に伴う野外交店の設
置及び経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事に伴う野外交店の設置及び経営
- (2) 募集業種
ア 飲料・食品販売
イ 物品販売（自衛隊グッズ・雑貨等）
- (3) 販売禁止品目
アルコール飲料（夏まつり除く。）、生もの、海鮮品
- (4) 設置予定日（日程決定次第、応募業者へ通知）
ア 記念行事
4月中旬から5月中旬のうち日曜日（1日間）
イ 夏まつり
7月下旬から8月上旬のうち平日（1日間）
- (5) 細部については、別途配布する「募集要領」及び「仕様書」を参照

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置条件

- (1) 国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 販売用テント、キッチンカー等を自身で準備し、示された日時までに設置及び撤収すること。

4 募集要領及び仕様書の配布

- (1) 期 間
令和8年10月23日（金）から令和8年11月13日（金）まで
- (2) 配 布
本紙末尾のQRコードより、東部方面会計隊HPへアクセスしダウンロード

5 公募説明会

個別で公募説明会を実施する。ただし、過去に自衛隊で出店履歴があるものは免除とする。

6 その他

細部は募集要領及び仕様書に記載のとおり。

7 問合せ先

新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科厚生班 活動支援主任 宛

電 話：0254-22-3151（内線346）

メール：wlf-shibatagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午前11時、正午から午後4時まで



募 集 要 領

令和8年10月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事（記念行事・夏まつり）において来場者等の利便性を確保するため、野販売店の設置及び経営を行う業者を次の諸条件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置する施設の名称及び所在地

陸上自衛隊新発田駐屯地 新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

4 設置条件

- (1) 設置及び撤収方法
 - ア 国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
 - イ 販売用テント、キッチンカー等を自身で準備し、示された日時までに設置及び撤収すること。
- (2) 募集業種
 - ア 飲料・食品販売
 - イ 物品販売（自衛隊グッズ・雑貨等）

- (3) 販売禁止品目
アルコール飲料（夏まつり除く。）、生もの、海鮮品
- (4) 区画数
 - ア 記念行事
1区画以内
 - イ 夏まつり
6区画以内
- (5) 使用面積
1区画 24 m²（6 m × 4 m）
- (6) 設置予定日（日程決定次第、応募業者へ通知）
 - ア 記念行事
4月中旬から下旬のうち日曜日（1日間）
 - イ 夏まつり
7月下旬から8月上旬のうち平日（1日間）
- (7) その他
 - ア 細部については、仕様書のとおり
 - イ 感染症法上の指定感染症拡大、災害派遣等により、開催が中止または日程及び開催要領の変更（販売品目の制限など）が発生する場合があります。この場合、駐屯地による補償は行いかねます。

5 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
応募する者は、次に掲げる応募書類を提出期限までに提出すること。
なお、提出された書類は返却しない。
 - ア 応募書類
 - (ア) 申請書 1部
別紙第1のとおり
 - (イ) 企画提案書 1部
別紙第2のとおり
 - (ウ) 主な販売予定商品及び販売価格表 1部
付紙のとおり
 - (エ) 調理販売計画・販売計画 1部
別紙第3、別紙第4のとおり
- ※ 調理食品の販売を行う者は「調理販売計画」を、調理食品の販売及び既製食品の販売を行うものは「調理販売計画」及び「販売計画」を、物品の販売を行う者は「販売計画」を提出

(ウ) その他関係書類 各 1 部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、a から j の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書

別紙第 5 のとおり

b 戸籍抄本

(a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(b) 発行後 3 か月以内のもの

c 営業経歴書

別紙第 6 のとおり

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前 1 年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前 1 年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後 3 か月以内のもの

(a) 個人

その 3 の 2

(b) 法人

その 3 の 3

f 会社概要

別紙第 7 のとおり

g 印鑑証明書

発行後 3 か月以内のもの

h 都道府県知事の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i 誓約書

別紙第 8 のとおり

j 役員名簿

別紙第 9 のとおり

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科厚生班 活動支援主任 宛

電話：0254-22-3151（内線346）

メール：wlf-shibatagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

ウ 提出期限

令和8年11月27日（金）午後4時まで（必着）

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考により総合的審査の上、決定権者の承認を得て決定する。

7 決定通知

令和8年12月中旬頃、応募業者に合否を電話連絡する。

なお、決定業者に辞退等が生じた場合、次候補業者に連絡する場合がある。

8 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

提出書類等の細部は別途指示する。

(2) 提出期限

別途指示する。

(3) その他

各種行事において、それぞれ国有財産使用許可申請の代表者を新発田駐屯地で選出し、代表者が一括して申請手続き実施する。なお、他決定業者から代表者に申請手続きを委任するため委任状を提出させる。

9 その他

国有財産使用許可申請後、自己都合により出店の取消しを行う場合は、国有財産使用料の納入が必要となる場合がある。

10 問合せ先

新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科厚生班 活動支援主任 加倉（かくら）

電 話：0254-22-3151（内線346）

メール：wlf-shibatagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事において、野外交店の設置及び経営を行うことについて、希望するので申請します。

1 出店を希望する行事

- (1) ☐ 記念行事
(2) ☐ 夏まつり

※ 出店を希望する行事に「✓」を付すこと。(両方選択可)

2 設置業種

- (1) ☐ 飲料・食品販売 (テント)
(2) ☐ 飲料・食品販売 (キッチンカー)
(3) ☐ 物品販売

※ いずれかに「✓」を付すこと。

3 主な販売品目

--

注：申請印は登録印を使用すること。

企 画 提 案 書

業者名 _____

1	業 種 :
2	主な販売予定商品及び販売価格表（付紙のとおり。）
3	販売商品のアピールポイント等
4	衛生管理（食品類を販売する業者のみ）
5	従業員管理（健康管理等）
6	クレーム・要望等があった場合又は事故・トラブルが発生した場合の対処方法
7	その他参考となる事項（主な取引先等）

主な販売予定商品及び販売価格表

[illegible]

業者名 _____

調理販売計画

調理販売品目	提供予定 数 量	原材料の仕入れ状況		
		原材料名	仕入先	仕入日時

業者名 _____

販 売 計 画

販売品目	販売予定 数 量	仕入先	仕入日時

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

新発田駐屯地業務隊長 殿

「令和 9 年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事に伴う野外壳店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書の定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ

担当者氏名

電 話

F A X

仕 様 書

令和8年10月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 業務件名

令和9年度陸上自衛隊新発田駐屯地各種行事に伴う野外交店の設置及び経営

2 業務内容

次の行事のうち、出店を希望する行事における野外交店の設置及び経営

- (1) 陸上自衛隊新発田駐屯地記念行事
- (2) 陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつり

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己の都合により業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了した時又は使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、野外売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。

7 業務期間

令和9年度における記念行事及び夏まつりの実施日

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入している者ではないこと。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規制等に基づき適正に行わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合、又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合には、甲及び乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲、乙及び甲等に通知し、甲、乙及び甲等の指示に従い解除することができる。

なお、この場合に国有財産使用料の納入が必要となる場合がある。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 野外売店の設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (6) 丙は、野外売店内の整理・整頓及び清掃を行うとともに、ゴミ箱を設置し、その管理及び回収を行うものとし、ゴミ箱に野外売店他者の空き容器及びその他のゴミが混在している場合も回収すること。

- (7) 丙は衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、食品等を取扱う業者は、従事者に係る業務実施日 1 か月以内の菌検査結果を提出すること。
- (8) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (9) 丙は駐屯地への出入りは、甲等の指示により手続きを行うこと。また、施設への立入りについては、甲等の指示に従うこと。
- (10) 丙は、本業務に従事する者に関する書類（別記様式第 1）及び業務終了後 1 週間以内に売上げについての書類（別記様式第 2）を提出すること。
- (11) 食品等を取扱う業者は、食品衛生管理の観点から甲等が示す量の食品検体を提出すること。
- (12) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合又は故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を取消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲、乙及び丙の間で協議する。

16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日、法律第 42 号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第 5 条第 2 号に該当する情報を除き、開示するものとする。

従 事 者 名 簿

令和 年 月 日

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長 殿

住所

商号又は名称

代表者名

印

電話番号 ()

[illegible]

売 上 日 報

令和 年 月 日

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長 殿

業者名

令和 年 月 日販売分

品 名 等	数 量	販売価格	金 額	備 考
合 計 金 額				